



### スマート国勢調査！平成27年国勢調査を実施しています

国勢調査は、日本の人口、世帯、就業者からみた産業構造等の状況を地域別に明らかにするために行われるもので、国の最も重要な統計調査です。日本に住んでいる全ての人および世帯が対象です。調査の内容は、世帯構成、就業状況、従業地、または通学地、住居の種類等、全部で17項目です。10月1日時点の皆さんの状況を回答してください。

#### インターネットから回答ができます



調査員が伺います 調査員が9月上旬から各世帯を訪問して、インターネット回答に必要なID、パスワードなどの調査関係書類を配布します。また、本誌8月号でもお知らせしたとおり、今回の調査から、先にインターネットでの回答を受け付けます。インターネットでの回答のなかった世帯には、後日、調査員が紙の調査票を配布して調査を行います。

#### インターネット回答

国勢調査では、インターネットでの回答を推進しています。インターネットでの回答は、調査員が配布する「インターネット回答の利用者情報」および「インターネット回答の操作ガイド」をご覧になり、9月10日(木)から20日(日)までに回答をお願いします。国勢調査オンラインのインターネットアドレスは「http://www.e-kokusai.go.jp/」です。町公式ホームページからもアクセスできますので、ぜひご利用ください。

#### 調査票の配布

9月26日(土)から調査員が世帯を訪問して調査票を配布します。記入いただいた調査票は、調査員に直接提出いただくか、調査票と一緒に配布した郵送提出用の封筒に入れて郵送でご提出いただけます。

#### 個人情報の保護

「統計法」では、調査対象者が安心して調査票に記入いただけるよう、調査員をはじめとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することと定めています。

#### △ご注意

今回の調査では、預金、収入等に関する調査事項はありません。不審な訪問者や電話、電子メールにご注意ください。調査員は、顔写真付きの「調査員証」および「腕章」を身につけていますので、確認をしながらご協力をお願いします。



問い合わせ先 ①調査について、調査票の記入の仕方：リフレット等に記載されているコールセンターへ。②調査員に関すること：自治防災課(☎581・2121内線372)へ。

### ご利用ください！電子申請システム 問い合わせ／財務課(☎581・2121内線325)へ。

電子申請システムとは、町が窓口で受け付けている申請の一部を、住民の皆さんのパソコンでも行えるようにしたインターネット上のサービスです。町公式ホームページから電子申請システムにアクセスし、ご自宅や会社等のパソコンから24時間いつでも申請を行うことが可能です。町公式ホームページに紹介記事や簡易マニュアルも掲載しましたので、積極的にご利用ください。

#### 電子申請システムで利用できる申請一覧

手続名称	電子署名	窓口受取	手数料	担当課
住民票の写し・戸籍の附票の写し請求 住民票記載事項証明請求	○	○	○	町民課
付記転出届	○			生活環境エコタウン課
犬の新規登録		○	○	
狂犬病予防注射済票交付申請 狂犬病予防注射済票・犬の鑑札の再交付申請		○	△※1	
犬の死亡届				
犬の登録事項変更申請※2				健康福祉課
妊娠届		○		
水道使用開始・中止届			○	上下水道課

※1…鑑札、注射済票の破損による再交付は、破損した鑑札・注射済票を持参した場合のみ、手数料はかかりません。  
※2…町外からの転入を伴う場合は、「犬の鑑札の再交付申請」も必要となります。

電子署名に○のある申請は、電子署名情報を格納したICカード、カード読込機器、カード動作のためのソフトウェアが必要となります。詳しくは電子申請システムへアクセスし、「事前準備」の項目でご確認ください。  
窓口受取に○のある申請は、証明書等の授受等のため、開庁日(祝日を除く月～金曜日)に担当課へ来ていただく必要があります。  
手数料に○のある申請は、担当課、または各金融機関の窓口で手数料を納付していただく必要があります。  
県や県内市町村への申請も行えます。自動車税住所変更届等さまざまな手続きが可能です。詳しくは電子申請・届出サービスのホームページ(https://denshi.pref.saitama.lg.jp/)をご覧ください。

### 寄居町国民健康保険加入の皆さんへ

## 9月に新しい被保険者証をお送りします

現在交付されている寄居町国民健康保険の被保険者証(以下、「保険証」といいます)の有効期限は、9月30日までとなっています。新しい保険証を9月中旬から世帯ごと簡易書留郵便で郵送します(納税相談を要する世帯は除きます)。

#### 保険証が届いたら

保険証が届きましたら、記載されている内容を確認し、大切に保管してください。今までお使いの保険証は、期限を過ぎましたら裁断するなどして破棄してください。

なお、今回お送りする保険証の有効期限は、平成28年9月30日までとなっています。ただし、平成28年9月30日より前に、75歳になられる方や退職被保険者で65歳になられる方とその被扶養者(※)、ならびに外国人住民の方は有効期限が異なる場合があります。

また、高齢受給者証が交付されている方の医療機関等での窓口負担割合は、高齢受給者証に記載されている負担割合が適用になりますので、医療機関等の窓口では、必ず保険証と高齢受給者証を併せて提示してください。

※被扶養者とは…退職被保険者と同一世帯で、退職被保険者が生計を維持している3親等以内の親族の方

#### 次に該当する方は必ず届出を

〔社会保険等に加入した方〕

社会保険等ほかの健康保険に加入された場合は、国保脱退の届出をお願いします。

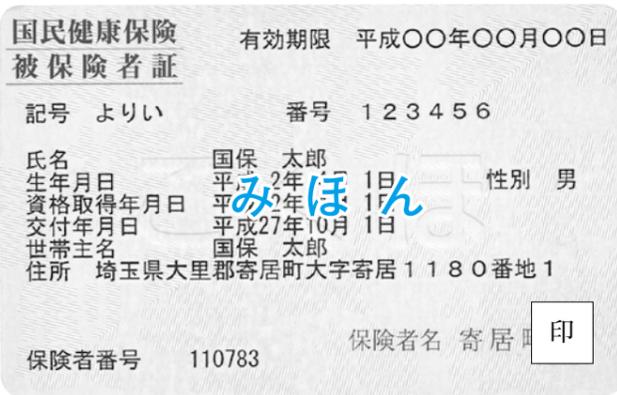
持参するもの／新たに加入した社会保険の保険証等、町の国民健康保険の保険証、印鑑

〔退職者医療制度に該当する方〕

国民健康保険には退職者医療制度があります。この制度に該当する方は、次のとおり届出をお願いします。

○退職被保険者に該当する方(平成27年3月31日時点で次の要件をすべて満たす方)

- ①寄居町国民健康保険に加入する65歳未満の方
- ②厚生年金や各種共済年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上もしくは、40歳以降の加入期間が10年以上の方
- 退職被扶養者(家族)に該当する方



- ①(次の要件をすべて満たす方) 寄居町国民健康保険に加入する65歳未満の方
- ②退職被保険者と同一世帯内の配偶者及び三親等内の親族で、住民税の配偶者控除、または扶養控除の対象であること
- ③前年の収入が130万円未満(60歳以上または障害者の方は180万円未満)で、退職被保険者の収入の1/2であること

持参するもの／現在交付されている保険証、年金証書、印鑑

### 町議会議員 眞下昇氏逝去



去る8月17日、寄居町議会議員、眞下昇氏(議員歴5年、享年60歳)が逝去されました。葬儀は8月22日、JAふかやアグリホール寄居で、眞下家と町議会による合同葬として、多くの皆様が参列する中、しめやかに執り行われました。

故眞下昇氏は、平成23年5月に町議会議員に初当選され、その後、総務経済常任委員会正副委員長、寄居町企画審議会委員、環境審議会委員、荒川上流改修促進期成同盟会理事等の要職に就かれ、地方自治の進展と寄居町の発展のために尽力されました。

60年の生涯を閉じられた故眞下昇氏の生前のご功績をたたえ、とともに、心からご冥福をお祈りいたします。